

令和4年第3回五城目町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和4年9月6日（火）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 一般質問（4人）

令和4年五城目町議会9月定例会会議録

令和4年9月6日午前10時00分五城目町議会9月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
7番 佐々木仁茂	8番 畑澤洋子
9番 斎藤晋	10番 石井光雅
11番 伊藤正春	12番 佐藤重信
13番 荒川正己	14番 舘岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

6番 荒川 滋

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課長	柏和順	税務課長	石井政幸
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	東海林博文
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	齊藤正和
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 東海林 博文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

本日行います一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、8番畑澤洋子議員、9番斎藤晋議員、3番松浦真議員、5番椎名志保議員の順序といたします。

8番畑澤洋子議員の発言を許します。8番畑澤洋子議員

○8番（畑澤洋子君） おはようございます。思いもかけず1番になりましたので、どう言っているかわかりませんが、一生懸命頑張りたいと思います。

今回は、大雨災害を経験して、その経験から命を守るという思いで7点ほど提案させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

8月12日の深夜に発生した大雨災害。町では、たくさんの家屋、空き家、倉庫などが床上・床下浸水の被害を出しました。その規模は、私が経験する初めての災害でした。災害対策本部、消防署、消防分団の活躍により、死者・怪我人を出すことなく収束することができました。関わっていただきました皆様、大変にありがとうございました。そして、貴重なお盆休暇を取りそびれた皆様のスピードの早い対応、本当にありがとうございました。皆様を代表して、皆様にお礼を申し上げます。

本当に、今回は町の皆様から、役場の皆さんが本当に頑張ったようですねという言葉をいただきまして、私自身も本当にもう、お盆のさなかのいろいろな行事があったらうに、スケジュールがあったらうに、皆さんよくやってくれましたというふうにはお答えしております。今後もよろしく願いいたします。

今回のただならない被害がまたあるかもしれない。その時も、命を守り、災害の規模を縮小できるように対策を講じる。そういう意味で質問させていただきます。

12日の夜の急激な川の増水から、橋の兩岸の住宅街へと水があふれていきまして、電話で相談してきた老婦人を夫がおんぶして帰ってきました。私は、事態の悪化を伝えるべく川沿いの人たちに電話をかけましたが、3軒目も電話に出ず、川沿いの人たちはどうなっているんだろうという思いで鳥肌が立つほどの恐怖を感じて、思わず消防署に電話をしてしまいました。しばらくしてから消防署から電話があり、既に災害対策本部

が設置されたこと、消防車も湯ノ又町内の手前まで来たが進めないこと、防災行政無線で垂直避難の呼びかけをすることを伺いました。外で水かさが増して軽トラの荷台が満タンになっていくのを見ながら、その放送を聞きました。

今回のことを経験しまして、私は以前に災害時の防災ラジオというものを提案したことがありました。その後は防災行政無線ができて、まあこれで一応安全は守られるのかなという思いでいましたが、またさらに強くこの緊急告知ラジオというか、防災ラジオが必要だなというふうに改めて思いました。

これまでの防災ラジオは84MHzで、都内の高層ビルなど、高い山があったりした場合は電波を取りにくいということ、欠点がありましたが、今回新たに新型のポケベルと同じ280MHzで非常に強い電波を使う機種ができました。防災ラジオは、自治体からの防災情報のほか、全国瞬時警報システム、Jアラートを自動放送します。この8月、東京中央区では、これまでの緊急告知ラジオからこの新型に取り替えるべく、普通であれば1台1,000円での配布であった防災ラジオを今回2,000円で有償配布というふうにして新型に取り替え始めました。ラジオとして使用中でも、また使っていないオフの状態でも、緊急時に突如、大音量の放送が始まり、ランプが室内を照らすように光ります。停電時はコードを抜いても、電池が入っているのでランプの光を頼りに避難でき、停電時にも命を救います。ぜひ希望される方だけにでも使っていただきたい、そういう思いで今回提案します。

小坂町では、もうかなり前に準備してありまして、この小坂町でもかなり雨の多い場所なんですけど、いろいろと便利に使っていただいているようです。再度考えていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 8番畑澤議員のご質問にお答えいたします。

ご提案のありました防災ラジオにつきましては、県内においても既に導入の事例がありまして、災害時における情報伝達の多重化の一つとして有効なものと認識をしております。

本町においては、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、ツイッター、町ホームページのほか、Lアラート、災害協定によるヤフー防災速報アプリ、秋田ケーブルテレビによる情報発信など、情報伝達の多重化を進めてきております。

更なる情報伝達手段の構築も重要ではありますが、迅速かつ的確な情報発信のために

情報伝達システムの一元化も進めているところでありまして、現時点において防災ラジオの導入は予定しておりませんが、本町の防災行政無線放送は聞き直しダイヤル機能を備えておりまして、放送内容を再度電話で確認できるシステムとなっておりますので、こうした機能の周知も含めまして、災害情報の伝達に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） 残念ですけれども、なるべく、できましたら前向きに考えていてほしいと思います。

次に、14日の朝でしたか、魁新聞の一面に出ました写真の、ごみが引っかかった状態の湯ノ又橋のことでございますが、今回の災害の問題というのは、橋に上流から流れしてきた丸太や角材、さらには細かな小枝、芝、萱などが引っかかり、大きな壁を作り、水の流れをせき止めてしまったことが原因で、一気に最高水準4m40cmとなり、町内に流れ込みました。併せて、私たち1区の町内の真ん中を流れる用水路の水があふれ、合流し、渦を巻くように流れながら民家の床下から徐々に床上へと住宅に浸水しました。橋を壁のようにせき止めたごみは、間伐の丸太、番号の付いた古い角材、枝や芝、萱葺きの萱などが壁の材料です。マス目に造られた橋の欄干は、ごみが引っかかりやすい構造で、過去に2回も丸太やごみが引っかかりました。「いつかはこんな事態になる。天災ではなく人災だ」と、皆、憤慨しております。それでなくても欄干の幅が広く、冬には雪が60cm、70cmと降り積もり、毎冬どうにかできないかとせつつかれていました。誰かが雪を落としています。橋を新たな橋に架け替え、不安を払拭してくださいという皆様の訴えも伺いました。

今回のことで、さすがの水道管は、水害前と水害後の写真では、確実にたわみ、ゆがみが出ています。私たちの生活に大事な水道管です。移設をよろしく願いいたします。お願いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

現在の湯ノ又橋は、もともと木橋であったものを平成2年から3年度にわたり架け替えしたものでありまして、当時の設計資料を確認したところ、左岸側は県道であり、現橋（木橋）の橋面は県道と同一の標高となっていることから、現橋（木橋）の河川断面も確保すること、桁下高は現橋（木橋）桁下高以上とするとの設計条件が付されており

ます。

今回は、内川川の水位が設計条件を上回ったこと、また、流木により桁に添架された水管が流木のその圧力によりまして、そのアングルが曲がれ落ち、流木集積を引き起こしたと推測されます。

現在、湯ノ又橋は県道と町道との交通結節を保持していることから、点検を行い、異常箇所が発見された場合は補修を施して供用させてまいります。

また、水管橋につきましては、現在の添架方式とするか、または独立したアーチ型水管橋にするかを設計の検討をいたしまして、架け替えを実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） 今、橋の岸の皆様は、この橋はとにかくすぐ撤去してほしい。これからますます雨が多くなり、ひどい台風もやってくる。それを考えると、とてもでないけれども寝てられない。車は後ろのほうの田んぼの農道がありますし、また、橋は上のほうに橋が1個ある。それを使いながらやっていけばいいのではというふうに私も言われておりますが、今外しておいて、何かあればまた、ないよりはあったほうがいいのではないかという考えを皆様に話ししておりますけれども、被災された皆さんは、もう心底、恐怖と怒りとやるせない思いでいっぱいです。そういう状況を何度も何度も毎日夕方に訪問しながら伺って、とにかく聞く、一生懸命聞く、そしてその中で私自身が役場に伝えることは伝える、そういう形でやってきましたけれども、これをこのまま何もしないでまたこのままの生活に普通に戻していくとなると、また非常に皆様の精神的な苦痛がますます大きくなっていくという心配がありますので、どうかぜひとも湯ノ又の橋、水道管、よろしく願いいたします。

避難所設置の考え方についてお伺いします。

12日の雨の量が急激に増えてきた夕方以降ですけれども、避難所に避難したほうがいいかと悩んだ人がいます。我が家に来て泊まるよう声をかけてはいましたが、悩んでいるうちに夜になり、今回は地域の親しくしているお宅にお世話になりました。この方は、大雨による避難指示の時は過去2回の床上・床下の経験をもとに富津内公民館に避難していましたが、今回たまたま車を持つ家族が入院していて一人でした。そして、12日はお盆の前の日なので皆忙しい頃と遠慮し、誰にも移動を頼めませんでした。富津内公民館は住んでいる場所から歩いて行ける場所ではないため、高齢者は行きたくても

時間帯によっては移動できません。そして障害のある方はもちろんです。悩んでいるうちに就寝時間になってしまい、あらゆることをいろいろ考えて、来客の来ていない友人のお宅を選んだようでした。

今回災害が起こる可能性が高い時に、高齢の一人所帯で体に障害があるなど思いどおりに避難できない方もたくさんいらっしゃいます。なるべく自助・共助で何とかしたいところですが、とっさの判断に私たちは慣れていません。

そこで提案ですけれども、避難所への移動はタクシーが無料になるという施策を作ったり、災害の内容によっては町内会単位で避難所を設置する方法をとれるなど、そういう臨機応変に対応できるようにしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

はじめに、友人宅に身を寄せられ、難を逃れた方がいたという情報についてであります。避難所への立ち退き避難のみならず、安全な親戚・知人宅などへの立ち退き避難は、一つの有効な避難行動でありまして、普段からの地域での声かけも地域防災力の向上に必要なものと改めて認識させられたところでございます。

ご提案のありました災害時における無料タクシー、町内会単位で避難所を設置についてであります。近所や地域の助け合いで声かけをし、一緒に避難する。あらかじめ支援者を決めておくなど、町内会や自主防災組織といった共助による支援が有効と考えているところでございます。こうした共助による活動促進、支援も町の責務と存じますので、今後より一層の地域コミュニティにおける防災力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） 日本では、ここ数年、毎年のように過去にない雨の量が災害をもたらしています。幾つもの河川が同時多発的に氾濫し、堤防が相次いで決壊するなど被害は甚大です。線状降水帯という言葉も聞いたことがないのに、既に頻繁に起こっています。

豪雨対策で、国交省は一級河川の流域治水の取り組みで自治体を後押ししています。当町の河川は一級ではありませんが、総合的に診断・評価していただき、水源から見直し、河道掘削、堤防強化、雨水貯留、遊水地など、できることから対策を始めていってほしいと思います。今後どのように五城目町の川を改善していくのか、そういう計画が

あるのか、そういうことまでお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町が管理する河川は、全て普通河川であります。河川の数には21河川で、内川水系には9河川、富津内川水系には7河川と、今回の豪雨が集中した地域に多数の河川が存在しておりまして、大雨の際には河川災害が発生する地域でもあります。

河道掘削を行うには、いずれの河川も川幅が狭く、兩岸に農地や山林が隣接していることと、河川への重機搬入が困難であるため、施工条件も制限を受けます。また、堤防強化につきましても、施工時の重機の乗り入れは難しいと考えられます。雨水貯留施設につきましても、地域の圃場の保水力に頼らざるを得ない、そのような状況でございます。

なお、遊水地整備は、小河川の河川敷へ付帯することとしては不向きと思われまして、逆に洪水被害の拡大を招く恐れがありますが、今後多角的に考察してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） ただいまの答弁では、五城目町の川はなかなか大型の工事とかそういうことができないような状況にあるということかと思えますけれども、確かに町長のおっしゃるとおり内川の川は狭いです。ちょっと自然に水が流れたところをちょっと少し掘り詰めて川に偶然してしまった、そういうような川で、中を見ますと林のように樹木が林立しているというか、これが普通の川ですかというふうに言われれば、まあ言葉に詰まるような川ですけれども、この川が狭い、そして浅い、今までにない雨となれば、当然両側にどんどんあふれていく、低いところに流れていく、そういう状況が生まれてくるわけです。これをこのまま放っておかないで、常に何かできないか、何とかできないか、そういう思いで町としても考え続けていっていただきたいと思います。これ、内川の川を幅広くしたいので皆様に土地を提供してくださいというふうになっていくと、ギリギリまで田んぼのある人もいらっしゃいますので、そういうところまで含めて実は考えてほしいというのが被災した皆様の思いですので、よろしく願いいたします。

今回は、たくさんのボランティアの方々にお世話になりました。せっかくのお盆休暇と真心を被災地へと向けていただき、感謝と感動でいっぱいです。ボランティアを活用

された皆様は大変感謝しています。被災した空き家の実家へ清掃に通ってきていらっしゃる方は、ボランティアのお世話になりました。娘さん一人でしたので大変喜んでおりました。畳は運び出していただきましたけれども、そこでふと考えたのが、床板は起こしてはいけないルールがあるためと言われ困っていました。そこを訪問した方から私のところへ、床板を起こしてはいけないボランティアでなく、起こしてもいいボランティアが必要ではないかというふうに進言がありまして、まあ実家を整備していらっしゃる方は、空き家ですけれども、自身の生活を支えるだけでやっとなの人が今は非常に多い状況ですので、災害で実家の掃除はできてもお金をかけて床板を剥がすなど想定外の出費があるということを、私もその方のお話で分かりました。私はその話を聞いた時には、しょうがないでしょうと思いましたが、それでは今後の課題の解決にはなっていないと思ひまして今回提案しますが、ボランティアにはできない、今の床板張りを取り外ししてくれる大工さんのボランティアが欲しいという願いに、特殊技術を持つボランティアも呼びかけていただければなというふうに考えました。ボランティアを募集しているインターネットを私は詳しく見ておりませんが、そういう大工さんとか壁屋さんとかいろんな職人の方も必要ですということをそこに付け加えてあるのかなって、もしあったら申し訳ありませんでしたけれども、そういうふうを考えていただければと思います。どうでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

このたび開設いたしました災害ボランティアセンターでは、専門的な技術を要するボランティアに限定した募集は行わず、県内を対象に広く災害ボランティアの募集を行ったところでございます。

ボランティアの皆様方からは、主に被災された家屋の片付けや清掃作業などについてご支援をいただきました。ボランティアの方々の善意により、そのほか可能な限りの復旧作業にご支援をいただきましたが、専門性の高い作業や危険を伴う作業につきましては、事情説明の上お断りさせていただいたケースもございます。また、床下浸水の被害調査には、県社会福祉協議会を通じまして専門アドバイザーを派遣してもらうなど、必要に応じて専門技術を持つ団体に協力を要請し、支援をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤洋子議員

○8番（畑澤洋子君） 本当にボランティアの皆様には頭が下がります。大変感謝しながら、また新たな要望とかも出てきておりますので、ぜひこの今回のボランティア活動を大事にしながら、また充実させたボランティアの募集というふうにつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今回逃げ遅れゼロということで考えました。危険箇所の住民が避難行動計画の策定というマイ・タイムラインを作る、そういうことを常に考えながら生活していける。雨の量が多いなど考えたら、そのマイ・タイムラインを見ながら準備をする。慣れというか習慣というか、そういうふうになっていかなければいけないなど強く思っております。

このマイ・タイムラインっていうのは、考え方によっては自分で作れるわけですが、それを高齢者で一人暮らしでという皆さんに作っていただくためには、やはり研修会などを開催して、いろいろ個人が考えた上でのタイムラインを作る、そういうふうなことを実現してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

防災におけるマイ・タイムラインとは、住民一人一人の防災行動計画でありまして、大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものでございます。

マイ・タイムラインの作成にあたりましては、まずはハザードマップを用いて自らの災害リスクを知り、どのような避難行動が必要か、どのタイミングで避難することがよいかを考えていく必要があります。

町といたしましては、今後も作成したハザードマップを十分にご理解、そして活用していただくためにも、自主防災組織、町内会などと協働し、防災講座などを実施してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

今回、何日も前から雨が続いたり、いろんな天気予報見ながら考えておりましたけれども、自治体の防災対策っていうのをサポートしているというふうなところがありまして、専門家の気象アドバイザーを活用しているという自治体もちょっと増えてきておりました。町でもこのような気象アドバイザーを活用していただければ、早め早めのい

ろんな助言がいただけるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

気象防災アドバイザーとは、自治体の防災の現場で即戦力となる者として気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた専門家であり、令和4年7月現在で、気象庁が委嘱しているアドバイザーは110名、全国20自治体において活動されております。

気象防災アドバイザーは、自治体のニーズに応じて防災イベントなどの講師として派遣されるほか、期間限定して自治体の防災業務に従事することも可能となっています。

現在、町では、秋田地方気象台との専用電話などにより気象情報についての分析や解説などの支援をしていただいているところでありまして、災害リスクに関する情報提供はもとより、災害発生後の振り返りを含めた気象データ提供など、様々な場面で町の防災力向上にご協力をいただいているところでございます。

ご提案をいただきました気象防災アドバイザーの活用についても、気象台との連携の中で今後必要な範囲での活用を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） 様々、この災害に関しての提案・質問をまずしましたけれども、これまでの町長の答弁を伺っていましたら、もう絶対、先日のような災害はあってはならないことではなかったのかなと、そういうふうに思いました。せっかく様々な対応を町がしているということでありましたら、ぜひ効果のある、本当に災害直前にすり抜けて大変なことにならない、そういうような状況にもっていつてもらえるよう、今後一層頑張ってもらいたいと思います。

災害はここまでにしまして、次はデジタル人材っていうふうに銘打ちましたけれども、ワクチンや健診をはじめ、スマホとパソコンでの受付が大変多くなりました。そして最近は生活の様々なことにインターネットを使うことが多くなりました。少しでもパソコンを使える人は、地域や町内会で大変重宝されています。今後の高齢社会の維持のためには、デジタル人材とまではいかななくても、パソコンを使える人を育成していければと考えられないでしょうか。

昔、町民センターでパソコンを習った人たちは、自在に使いこなして、今、町内会に貢献しているものと思われまます。いろいろ考えましたけれども、本当に安価な値段でこ

のパソコン教室に通おうとしたら、結構、秋田市内までの通勤、月何回かの通勤になるみたいな感じで、皆さんパソコンの勉強に行っております。そういう状況も考えますと、近場にあるっていうことが非常に、思いはあるけれども、これまで行けなかった皆様の助けになるのではないかというふうに思います。町民センターでの再開を頑張っていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 8番畑澤洋子議員にお答えいたします。

令和3年9月1日、デジタル社会形成基本法が施行され、同時にデジタル庁が発足するなど、デジタル社会の実現に向けた取り組みが行われております。また、コロナ禍にあってリモート会議なども普及しているところであります。

今後、誰一人取り残さないデジタル社会を目指す必要があります。そのためには、デジタル人材の育成・確保とともに、国民がライフステージに応じたICTスキルを学べる環境整備が求められているところであります。

一方、パソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用する社会となり、デジタル弱者が高齢者を中心に増加し、情報格差の広がりが今後ますます懸念されているところであります。情報格差の広がりは、インターネットを利用する以前に、パソコンやスマートフォンの操作が難しく、理解が浅いためにうまく使いこなせない方も大勢いるものと認識しております。

そこで教育委員会としては、デジタル人材の育成に努めるとともに、年齢や世代を問わず、広くインターネット環境になじんでもらえるよう情報提供に努めるとともに、各地区公民館でパソコン教室を開催できないか今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） 大変ありがとうございました。町内で1か所ではなく、地区の公民館まで出向いていただけるという案、非常にありがたいと思いました。今後ぜひ必ずできるように、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 8番畑澤洋子議員の一般質問は終了いたしました。

議場内換気のため、暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時39分 休憩

.....
午前10時50分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

9番斎藤晋議員の発言を許します。9番斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） 質問に先立ちまして、今回豪雨被害に遭われました皆様に心からお見舞い申し上げます。前段で質問されました畑澤議員の生々しい町民の声、本当に畑澤洋子議員でなければ聞き取れないことであろうし、そういうことをこの場で質問してくれたことに対して本当に敬意を表したいと思います。

ただ、一つ苦言にはなりますが、できない理由を述べられておりましたけども、できる理由、そういうものを少しでも述べていただければありがたいなど。できない理由は、私は前々から言っておりますけれども、できない、できないと言うのは簡単だと思います。お金がない、人手がない、そういうことでありますけども、何かこうすればできるんじゃないかということを考え、それで述べていただきたい、そういうふうに思います。いつもそういうことは思っております。

それでは、私の質問に入りたいと思います。

項目の1ですね、緊急事態発生時についてということで、今回は豪雨被害ということに限定させていただきたいと思います。

その中で、緊急事態発生時の情報伝達はどのようになっているのか。どのように報告されて、どのように指示されているのかということについてお伺いしたいと思います。そして、どのように情報提供されるのか。情報提供の範囲はということでお伺いいたします。

町の緊急事態発生時の情報伝達フローチャートによりますと、その中にはちゃんと議会というものも入っております。それから、第2、第3、第4の配備になっても情報の担当というのは決まっております。でも、どこに情報を伝達するのかというのは、その情報伝達フローチャートにしか書いてありません。その中に議会もちゃんと一番上に載っております。その中で、その情報提供の範囲は、第2、第3、第4、そういう時にどうなるのかということについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 9番斎藤議員のご質問にお答えいたします。

災害時における避難情報の発令は、災害対策基本法に定められておりますとおり、市

町村長となっております。情報発信につきましては、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、ツイッター、町ホームページのほか、Lアラート、災害協定によるヤブー防災速報アプリ、秋田ケーブルテレビによる情報発信など、情報伝達の多重化に努めております。

その範囲でございますが、防災行政無線の放送については、避難情報を発令した対象地区に限定するもの、緊急速報メールのように全町一斉に発信されるもの、ホームページやメディアなどを通じて広く情報提供するものがございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） その情報伝達についてのあれは、今のお答えの中になかったですけども、総務課長、これはどういうふうになっているのかお答えできますか。緊急事態発生時の情報伝達フローチャートというあれですけど。

○議長（石川交三君） 総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） お答えいたします。

五城目町の緊急事態対応のフローチャートにつきましては、確かに情報提供ということで第4配備の段階で副町長から議会への情報提供、町民各課というのがありますけれども、今回の場合については、災害に関わる地域防災計画のほうでの情報伝達ということで情報を発信しているところであります。

先ほどの斎藤議員がお話しなのは緊急事態対応フローチャートというもので、これは緊急事態ということで、その中には災害だけでなく、そのほかのいろいろな緊急事態があるわけですが、その場合の発生時の情報提供というのが副町長からというものですけれども、今回のお答えしている内容については、災害に対しての場合の情報提供についてお答えしているような内容となっております。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 緊急事態と災害というのは、やはりちょっと違うという意味合いに聞こえましたけども、それでいいのかなと思います。豪雨災害、これも緊急事態だと思いますし、豪雪に関しても緊急事態ということもあります。第2配備だといってそういう伝達もしない。しないというよりも伝達がないということで、今回議会のほうで申し入れてそういう情報の伝達、それを確立しましたけども、やはりそういうものははっきりさせておいたほうがいいと思います。直ったからいいんじゃない、そういうものをし

なかったことに対してどういうふうに考えるのかということだと思います。

それでは小さい2番ですけども、緊急事態発生時、第2配備、それから第3配備、第4配備のそれぞれの責任者及び責任者不在の場合の責任の順位は。また、応援体制が必要な場合、要請を指示するのは誰がするのか、どの課にするのか。その災害によって違うと思いますけども、今回豪雨災害ということでお答えいただければありがたいと思いますが。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町の防災体制につきましては、町地域防災計画に定めておまして、第2配備の災害警戒対策室は住民生活課長が室長となり、職務代行者は1番目が総務課長、2番目が消防長、3番目が建設課長となっております。第3配備の災害警戒対策部は副町長が部長となり、職務代行者は1番目が教育長、2番目が総務課長、3番目が消防長となっております。第4配備の災害対策本部は町長が本部長となり、職務代行者は1番目が副町長、2番目が教育長、3番目が総務課長となります。

職員の動員要請を指示する者は、第2配備では住民生活課長、第3配備では副町長、第4配備では町長となり、県、警察署、他市町村などの関係機関への応援要請は、町長による指示となります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番齋藤議員

○9番（齋藤晋君） 質問に書いてないことで、これは質問じゃなく、前も言いましたけども、町内に住んでる職員、それから町外に住んでる職員がこの緊急配備の時に応援要請、応援要請っていうか職場内での応援に対して、要請を出してどのぐらいで来るのか。それが私は本当に心配なんです。消防署もそうでしょうけども、地方自治法、それから公務員法によって、町内でとらなけりゃいけないっていう法律はないわけですけども、やはり町民の財産、命を守るために、いち早くそういう体制にするというのは一番大事かなと思います。それで、あえてこの第2番の質問を、責任者というものを書かせていただきましたけども、やはりそういう意味で、採用に関して何かできないのかなと、歯がゆい思いをしているところがあります。皆さんもそうだと思います。法律に縛られて、やはり優秀な人、それをとらなけりゃいけないというのは分かりますけども、そこにはないいろんな問題があるということを考えていただければと思います。

それでは3番目、先日の豪雨時、緊急事態発生の緊急放送が聞こえないという声が多数ありました。これは畑澤議員が話しましたことと同じであります。今の家は二重サッシ、それからペアガラス、今は3枚ガラスになって防音効果がものすごく発達しております。で、この前の雨、あの屋根をたたく雨の音、あのすごい雨の音でかき消されて聞こえないというのが大方の人でした。私の家は45年前に建って、まだ1枚ガラスでありますし、屋根も普通のトタンの屋根ですので、屋根の音、それから外の雨垂れが落ちる音、そういうもので放送がかき消されて全然聞こえませんでした。かすかに聞こえたあれで、玄関に出て聞こうかなと思っても聞き取れない状態でした。そういう方が多数いらっしゃると思います。

それで、畑澤議員の防災ラジオ、これいつまで考えるのか。それから、どこの課で担当してそれを考えていくのかということも併せて聞きたいと思えますけども、これらの緊急放送にならないということで改善策はということでお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

防災行政無線の放送が豪雨により聞き取れなかったというご指摘でございますが、先ほどの畑澤議員の防災ラジオについてのご提言に対する回答と同じ内容になりますが、本町の防災行政無線放送は聞き直しダイヤル機能を備えておりまして、放送内容を再度電話で確認できるシステムとなっておりますので、こうした機能の周知も含め、災害情報の伝達に努めてまいります。

また、現在は県河川砂防情報システムによりまして河川水位の確認ができておりますが、今後は水位上昇をサイレンなどにより知らせるなどの警報機能の強化、そして整備について要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 今、町長が言ったサイレンというのがありましたけども、そのサイレンのほうが聞こえると思いますね、緊急時の。昔、加賀谷製材、それからセンター、その前は秋田山さんでも鳴らしたことがありますけども、いろんなサイレンがあったと思います。あのサイレンの音は、防災無線みたいに「皆さん避難してください」という声よりは響くと思います。そのサイレンなどを活用した中で防災無線を活用するとか、それから先ほど二重三重に考えるということで、携帯電話、それから畑澤議員の防災ラ

ジオ、そういうものを対応して考えていくということでしたけども、それをいつまで、どの課がやるのか、今分かる範囲でお答えできればと思いますが。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

ただいま、先ほどの答弁の中にもありましたが、議員のそのお考えも考慮に入れながら、警報等々の機能の強化、そしてまた整備について、そのような十分な対策を練っていきたいと思っております。ただいま、何課で行うか等々につきましても、十分これから検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 次回の通告書には、ちゃんと最後のいつまで、どこの課でというそういうものを入れて質問したいと思えます。急に言われても困るところだと思いますし、それは十分に分かっておりますが、それで今回の災害は想定外というような言葉を報道からも多く聞きました。もう想定外が日常になってる状態だと思います。国の規定、県の規定、それから町の規定というものがあろうかと思えますが、それがもう全部想定を超えております。その想定外に対処する、そういうものがやはり必要なんではないかなと思えますので、その規定ではなく想定外に対応するそういう施策を考えていただきたいと思えます。

それでは、大きい2番に移ります。

コロナ禍でのイベント及び祭りの開催中止についてということですが、町のイベント、それから老人クラブ、町内のイベントがことごとく中止になっております。今回の豪雨災害もありましたんで、特にそういうものがあつたんだろうとは思いますが、産業文化祭、そういうものも中止ですので。

しかし、目を外に向けると、秋田県の中では大きいイベントが数多く開催されております。一番大きいのは竿燈まつり、それから大曲の花火、それから昨日ですか一昨日ですか、雄物川の花火、それから湯沢の絵灯籠、それから能代の七夕、花輪ばやしも開催されましたね。そんな中で町のイベントが中止になる基準というものはあるのかと。中止の決定はどういうことで決定されたのかと。行政報告の中にもいろいろ書いてありましたけども、でも各団体に話を聞きますと、もう最初からその開催の会議の中で中止をおおわせるような発言が、その事務局のほうからもあつたというような話を伺っており

ます。そういうことは、もうこのコロナ禍で開催しないほうがいいんじゃないかという、最初からそういうものが決定されていたのではないかというそういう疑惑が私のほうに聞こえてきましたんで、その決定の基準、それからどういう手順を踏んで中止・実行、そういうものもされるのかということについてお伺いいたします。

ここには、きゃどっこまつり、盆踊り、産業文化祭ということで書いてありますけども、まず最低それだけでもお知らせいただければというふうに思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

はじめに、きゃどっこまつりについてお答えをいたします。

きゃどっこまつりは、町民の有志により構成される「きゃどっこまつり実行委員会」が運営にあたっているところであります。町といたしましては、当該団体に補助金を助成するとともに、町商工振興課が事務的な業務の支援をさせていただいているところがございます。

開催の可否につきましては、県が示す感染警戒レベルに基づく指針を判断基準とされているところでありまして、本年8月15日の開催については、県内においても第7波による感染が拡大したものの、警戒レベルが2に保たれていることから粛々と準備が進められていたにもかかわらず、前々日未明、当町において発生した未曾有の豪雨災害により実行委員会が決定したものでございます。

次に、盆踊り大会についてお答えいたします。

五城目盆踊り大会は、各種団体や町民有志から構成された「五城目町盆踊り大会実行委員会」が運営しております。五城目町盆踊り大会は、きゃどっこまつりに付帯したイベントであることから、開催の可否については、きゃどっこまつりの開催可否に準じて決定したものであります。

次に、産業文化祭についてお答えいたします。

産業文化祭につきましては、湖東3町商工会、観光物産協会、社会福祉協議会、JAあきた湖東、芸術文化協会、そして町から組織する実行委員会があり、今年度は実行委員会の実施に先立ち6月15日に役員会を開催し、感染症対策を万全に行った上で10月末頃に開催する方向で協議がまとまっておりましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の急拡大により収束の見通しが立たないことから、参加される方々や関係者の安全確保が困難であるとする実行委員会役員らの意向により判断し、また、農産物の出品、

工芸品、文化作品などの製作及び芸能発表会の準備には長時間を要することから、早め
の中止を決定しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9 番斎藤議員

○9 番（斎藤晋君） 私の私的な意見であります。きやどっこまつりに関しては、豪雨
災害、そういうものがあって、それからコロナも兼ね合わさって中止ということは考え
られます。盆踊りに関して、これは昔からお祭りではなく、これはお祈りというか、五
穀豊穰を皆さんがお願いし、宗教的なものでもちょっとあるかもしれませんけども、そ
ういう仏事なのか神事なのか分かりませんが、そういう意味合いを持った盆踊りだった
と思います。それがきやどっこまつりと一緒になって、まず青年会がなくなって実行す
る人たちがいなくなったというのがありますけども、これは切り離して考えるべきなの
かなと、その中止に関してもそういうふうに思います。それから産業文化祭に関しては、
出品する人、それから審査する人、いろいろいると思います。そういうものを決めた中
で実施し、募集している中で、10月の開催がもう既に早い時点でもう中止が決定され
たと。

今、コロナが今月末には半減するという報道もあります。なぜその時点で決定したの
かですね。説明会のたんびに中止したほうがいいような話もあったようですが、そ
んなに早く決定しなければいけないものだったのか。その出品作品の準備とかという話
ですけども、そういう出品作品、今年出せなければ来年出す。その産業文化祭の中で農
産物に関しては無理かもしれませんが、絵を描いたり、文を書いたり、工芸品を作
ったり、そういうものはまた別の範囲だと思います。そういう判断をどうしてそんなに
早くしたのか。状況が、今回私が今言ったとおり9月末には半減すると報道が多く出
ており、実数を見てもどんどん収束に向かっているような実数になっております。もうイ
ベントをやらないほうが楽だという、そういう思いだけであれなのか。やはりそれを楽
しみにしている人、それから、そういうものに出品するものを生きがいとしている人、
やはりそういう人のことも考えるべきではないのかなと思いますが、町長いかがなもの
でしょうかね。その規定は規定として、やはりそういう町民の楽しみも奪ってしまう。
きやどっこまつりで、私は花火を上がるのが楽しみではないです。きやどっこま
つりがなくなったので、花火もない。そういう状態です。きやどっこまつりの花火つ
ているのは、ポーンと上がって、しばらくしてあと終わりかなと思ってうちに帰ろうとす

ると、また後ろでボーンと鳴ると、あれがまた風情があつていいなと思いますし、花火が大好き人間ですので、花火もないということで非常に今年の夏は悔しく思っております。

その中で産業文化祭に関して何かほかに理由があつたのかお知らせいただければ。あと、町長の、いつ決めたほうがいいのかというそういう指針もありましたらお答えいただければと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、きゃどっこまつりとか盆踊り大会等々はそのとおりでございますが、産業文化祭に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、その各団体の実行委員会の役員らの意向で判断したものと捉えておりますので、その辺をひとつご理解していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） いや、町長が意向ということでしたけども、各団体というよりも、そういう人の中でそういう意向ではなかったという人もいますので、あえて今回質問させていただきました。そのあれをこう聞いていただければ、どういうふうな経緯だったのか、正直な話を聞いていただければありがたいと思います。片方の意見だけではなく、両方の意見を聞いていただければというふうに思います。

では次の質問に移ります。

イベント・祭りを実施する際、出演料及び謝礼が発生する場合の契約書、そういうものを交わしているのかということですね。きゃどっこまつりでもそういうプロの奏者、それから演者、そういうものを頼むとすれば出演料が発生するわけですけども、そういうものに対して、そういう契約があるのか、なかったのか。それから、盆踊りに関しても太鼓をたたいてくれる人、笛を吹いていただく方、そういう人にも謝礼というものが発生するんだろうと思いますし、産業文化祭の場合の選者、1等、2等を決める選者、そういう人に関してもそういうものが発生すると思っておりますが、そういう契約等あるのかということで、キャンセル料とかですね。

私、40年近く民間でやっておりますけども、そういう場合は必ず契約書を交わします。出演料幾らというものも最初に決めますけども、その契約書の中にはキャンセルの

場合どうするのか。それも天災の場合、それから天災ではない場合のキャンセル料、そういうものを決めますし、宿泊料、それから食事代、そういうものをどうするのかというふうに細部まで決めるのが、お金が発生するものに関しては決めております。それから、ホテル業をやっておりましたんで旅行業法というのがあります、予約をいただいてキャンセルの場合、キャンセル料が発生しますということは国でも決まっていますし、それから旅行業界の中でも決まっております。やはりそういうものがあってしかるべきだと思いますが、町にはそういうものを用意しているのかということについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

まずは最初に契約書に関しましてお答えを申し上げます。

きゃどっこまつり、盆踊り大会、産業文化祭のこの3つのイベントにおきまして、ステージ出演者、協力者に対し支出する謝礼金などが各実行委員会予算に組み込まれております。町が直接に事業を実施する場合、町財務規則に基づき予算を編成するとともに、契約に基づき予算を支出することは必須であります。イベントを短期間で実施する実行委員会の予算については、柔軟性を保つため、契約書の締結は求めているところであり、各実行委員会においても契約書はないことを確認しております。

次に、キャンセル料の件でございますが、はじめにきゃどっこまつりについてお答えを申し上げます。

さきの答弁のとおりですね、契約書の存在はなく、実行委員会において出演に要する謝礼金、キャンセル料などについて、口頭ではありますが、50%を基準とする交渉をしていることを伺っております。

次に、盆踊り大会、産業文化祭についてお答えいたしますが、両実行委員会とも中止になった場合のそのキャンセル料の取り決めはないものと伺っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番齋藤議員

○9番（齋藤晋君） 契約というのは口頭でも契約ということになりますので、やはり文章に残しての契約書、そういうものが簡単なやつでもあったほうが、金銭トラブル、そういうものにはならないような気がいたします。それから、こういう規定があるんですけどもこれでいいですかという了承を取りやすいですし、実行委員会がやるから事務局

である町の担当がそういうのは用意しないと、それは逃げだと思います。やはり実行委員会があって、その事務局を担当している役場、そういうものがやはりそういうものを用意すべきであり、やはりそういうものを問題が起こらないように実施するべきだと思います。ぜひ検討お願いしたいと思います。

それで3番まで行きましたんで、次、4番、きゃどっこまつりのイベント出演者に対するキャンセル料の連絡メール文面についてということであります。

ここに実際のメールもあります。これはコピーをいただきましたけども、五城目町役場商工振興課からのメールですね。イベント出演者に対してということで。「表記の件につきまして、改めてご連絡させていただきます。事前に当実行委員の齊藤よりお話があったかと思いますが、イベントのキャンセル料につきましては、出演料の50%をベースとさせていただきます」と、これは頭にあります。「ご請求につきましては、下記ご請求先へお願いいたします。決算見込みを早めに計上したいと考えておりますので、キャンセル料について22日までメールでご一報いただきますようお願い申し上げます。なお、大変申し上げにくいことではありますが、町としてはイベントを開催するために補助金を拠出しているところであり、補助金の原資が町民の税金であることを出演者の皆様にはご配慮いただけますと幸いです」と、こういう文面があります。

私、先ほども言いましたけども民間でいてキャンセル料を支払う時、こういう詫び状を書いたこともありませんし、こういう文面を作ったこともありません。一般常識からすると、これは請求するなという文章に私は見えます。キャンセル料につきましては税金であり、ご配慮いただきます。決めてるんですよ、50%というものを。それで何で下にこれ「ご配慮」というあれが必要なんですか。私はさっぱりその辺、書いた方とか書かした方、指示した方いらっしゃると思いますけども、その頭の中分かりません、私、はっきり。これもらった人は本当に腹立ったでしょうね。50%って決めておいて、ご配慮くださいと。どっちなんだと。非常に困惑したお話を伺いました。それで、今回、町長、副町長、担当課長の考えを伺いたいということで通告書に書いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

きゃどっこまつりは、町からの補助金と町内外の事業主様からの協賛金により収入が運営資金とされているところであります。しかしながら、今回のきゃどっこまつりにお

きましては、さきにも述べましたとおり、豪雨災害を受け、やむなく中止が決定されたことから、お預かりした協賛金は全て返金し、準備にかかった費用全額、またキャンセル料などは、基準額を50%としてお支払いしても町からのその補助金で賄えることを伺っております。

きゃどっこまつりを盛り上げたい気持ちで出演、出店を引き受けていただいた皆様方に対して誤解を与えるような表現であったことを、まずもってお詫びを申し上げますとともに、次年度以降もきゃどっこまつりに一層のご支援、ご協力いただけますよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 武田副町長

○副町長（武田和栄君） 斎藤議員にお答え申し上げます。

メールの件でございますけれども、誤解を与える表現で大変申し訳なく思っております。私の指導不足でございました。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（石川交三君） 小玉商工振興課長

○商工振興課長（小玉洋史君） 9番斎藤議員にお答え申し上げます。

ただいま町長、副町長が答弁した内容と重なりますが、キャンセル料の請求に関するメールについては、私の指示に基づいて送信したものと認識しております。ただし、表現力が足りず、誤解を招いた部分があり、出演者の皆様には大変申し訳なく、指導力不足を痛感するとともに深く反省しております。

このメールについては、キャンセル料は50%でお願いしますというところが真意でありました。直接電話などでやりとりしていれば真意は伝わったものと考えますが、通常業務のほか災害対応もありましたのでメールで済ませてしまい、一方的な意思の伝達となってしまったものと察しております。災害現場において町民の被災状況を目前にしたことから、このような文面が追記されたものと察しておりますが、今後は一層丁寧な対応をするよう指導したところでありますし、当該職員においても十分に理解を示しているところであります。

以上であります。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） いや、人には間違いは誰にでもありますし、それを正すことができると思います。やはり自分が間違えたということであれば、素直にすいませんと謝れる

人間であってほしいと思いますし、いいことをすればドヤ顔して、それでもいいかと思
います。やはり町民に寄り添った、それから皆さんに寄り添ったそういう行政というも
のを心がけていただければと思いますので、それから文章の書き方に関しては、やはり
それぞれこう書けばどういうふうに人が思うかということを考えて書いていただきたい
と。特にメールなんていうのは、パチャパチャパチャッと打てばそのまま送信されて関
係部署全部に回る、そういうようなツールになっております。やはりそういうものを見
直すというそういうものをしてもらわないと、こういうことになると思いますし、行政
文章と一般文章というのは違います。やはり一般文章をもっと見習って、行政文章じゃ
ない文章でメールを打つとか、行政と行政であればそういう行政文章でいいでしょうけ
ども、一般の方に関しては行政の文章ではなく一般の文章で送っていただきたいと思
いますし、それから通知していただきたいと思います。

私が一番思ったのは、議員になってすぐの頃思ったのは、子どもに対して呼び捨ても
ありましたし、それから「君」とか「さん」とかそういうものがありました。やはり町民、
ゼロ歳であっても1歳であっても町民、行政からすれば「様」つけるべきだというふう
に言ったことがありますけども、やはりそういう心だと思います。子どもであるから呼
び捨てでいいとかではないと思いますので、その改善も副町長よろしくお願いいたしま
す。

では3つ目、これは魁とか報道、テレビ報道にされておりましたけども、羽後高校で
給食提供ということがありました。県内の公立全日制の高校で初めて給食が提供される
ということで、町にも五城目高校があって、なくてはならない存在だと思います。それ
で生徒数が減ってきてはおりますけども、五城目高校、秋田、能代、五城目、位置的な
こともあって重要な高校だと思います。今、全県一区になってどこからでも入れるよう
状態ですけども、昔は五城目中学校からもかなりの人数が行っておりました。前、佐藤
成孝議員がいる時に五城目高校に林業課復活しろというような話もありましたけども、
特徴のある高校として生まれ変わることを期待しております。

その中で、給食というものはやはり生徒を通わせてる親御さんからするとありがたい
ものだというふうに思います。私も小学校、中学校、高校と、弁当を母親に作ってもら
って持っていきました。それがやはり病気で寝込んだりする時は購買でパンを買って、
パンを食べるような状態でしたけども、今、この羽後高校の給食提供の話聞いて、五
城目高校にもそういうものがあっていいのではないかと。それで五城目高校に入る人が増

えて、五城目の町にもっと高校生が入ってきてもらって、五城目と携わっていただいて、五城目を好きになっていただきたい、そういうふうな施策の一つとしてこの給食もあるんじゃないのかなと、そういうふうに思いまして提案させていただきましたけども、町の考え、それから町長、教育長の考えはいかがなものかということでお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

羽後町では、羽後高校存続の対策といたしまして、小・中学校の給食を担っている学校給食センターが児童生徒数の減少により余力があることから、8月25日から羽後高校への給食提供を行っております。

そこで五城目高校の昼食時の状況についてでございますが、五城目高校には食堂はなく、ほとんどの生徒が弁当を持参したり、通学途中に昼食を購入したりしております。五城目高校では、今後の昼食の提供方法について生徒から意見を聞きながら検討していると伺っております。

町といたしましては、給食提供にかかわらず、五城目高校が存続していくためにも皆様方からのご意見を賜りながら、町として様々な面から支援策を考えてまいりたいと存じます。

学校給食の状況につきましては、教育長がお答えいたします。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 9番齋藤晋議員にお答えいたします。

当町が五城目高校へ給食提供を実施する場合、学校の調理設備は現状の児童生徒数を想定しての調理室であることから、現行の食数を超えて対応することは難しい状況であります。また、給食調理室自体が共同調理の造りではないため、外部への配送専用のプラットフォームがなく、給食を積み込むことが困難であります。実施するためには給食調理室の改修工事等が必要となります。さらに、配送業者への委託や給食提供する生徒のアレルギー対応及び給食会計等についても検討していく必要があります。現状で実施することは厳しい状況と考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番齋藤議員

○9番（齋藤晋君） いや、外部の給食センターがあつてそこからの配送ということで新

聞にも出ておりました。しかし、そういう考えはおもしろいなということでもあります。やはり子どものことを考え、それから親御さんのことを考えてみると、やはり大変だなと思いますし、私が弁当を持って行ってよかったなというのもありますので、コンビニから買った弁当をチンして食べるとか、売りにきたパンをかじるとか、そういうことではなく、やはり愛情のこもったものを食べさせてあげたいなと思いますし、そういうものができるのであれば、町の農産物、そういうものも利活用できるのではないのかなとも思いますので、何かできるような状況になりましたらまた考えていただければと思います。

4 番目、豪雨被害の被害状況はと、復興状況はということでもありますけども、これ町長の行政報告の中に 1 番と 2 番っていうのはありましたけども、ボランティアの活動状況というのは数字的なものはなかったですけども、数字的なものがあってこの回答ができるのであれば、その 3 番だけいただければと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

ボランティアの活動状況ということでございますが、町と町社会福祉協議会では、令和 3 年 1 2 月に「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」これを締結しておりまして、本協定に基づいて 8 月 1 5 日に災害ボランティアセンターを開設しております。

災害ボランティアには、8 月 2 9 日までに延べ 4 1 0 人の方々からご参加をいただきました。県内各地から支援に駆けつけていただいたボランティアの皆様方には、心から感謝を申し上げます。

ボランティアの皆様方からは、主に被災された家屋の片付けや清掃作業などについてご支援をいただきました。町では初めての災害ボランティアセンター開設でございましたが、ボランティアの皆様方の多大なご協力のもと、町の災害復旧は大きく前進したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9 番斎藤議員

○9 番（斎藤晋君） これで全部あれですけども、町長の行政報告の中にもありましたけども、木質バイオマス熱供給施設について研修ということで、予算を審議するというところで、小学校建設の時に木質バイオマスの熱源ということで私ちょっと提案もしたこと

ありますけども、やはり前に提案したものがこういうふう PON と出てくる。それから、先ほど畑澤議員が言った防災ラジオに関しても、多重でまた PON と出てくると。1 回断わって検討しますというような話でしたけども、前も言いましたけども検討しますというのはやりませんということと同じだと思ひまして、やはり時代が変わったり見方が変わったりすれば、そういうものが出てくるんですね。今回もウクライナの問題で原油が上がって、こういう木質バイオが注目され、それから風力も注目されてきてると思ひます。三種町の間、五城目がちょっと入ってますけども、そこにも風力発電所が発電のプロペラが回るというような話ですけども、やはり常に新しいものに目を向けて、やはり何でもいいものは取り入れようというやっぱりそういうふうなあれで考えていただければ、その時だめであれば、今はだめだけども後でよくなるかもしれないというような回答もいただければ張り合いがあるのかなと思ひます。

それでは、文句たらしいことばかり言いましたけども、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 9 番斎藤晋議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番松浦真議員の発言を許します。3 番松浦真議員

○3 番（松浦真君） では、午後最初の一般質問を始めていきたいと思ひます。

まずは、8 月豪雨の被害を受けた町民の皆様には謹んでお見舞い申し上げます。私も 3 日間ボランティアに参加しましたが、毎日、ごみや土のうを処理して下さったり、聞き取りにあたって下さった町職員や町社協、県内社協の皆様のご尽力に頭が下がる思いでいっぱいです。また、大槌町から食料提供という形でボランティアに来て下さった皆様にも心から感謝いたします。東北震災後に五城目のお米に助けられたという声を、議員になってから大槌町の方はもちろん、大槌町を支援した企業や NPO などの方からも様々声をいただいております。これは五城目町が大槌町と丁寧な関係性を長年築いていたことによるものと思ひ、こちらにも感動いたしております。また、ボランティア時に県内各地から足を運んで下さった皆様にも感謝いたします。私と同じになった

ボランティアチームの方は、朝5時に起きて横手から車を飛ばし、平日にもかかわらず休日を取ってくださり、朝8時には五城目町に来てボランティアに励んでおられました。また、100万円を超えるふるさと納税を行ってくださった皆様にも心から感謝いたします。そして民間企業としてもふるさと納税の情報や五城目の被害状況をシェアしてくださった町内企業や、ボランティアに無償で温泉を提供してくださった湯の越温泉にも感謝申し上げたいと思います。湯の越温泉にあたっては、ボランティアに来られた方が災害ボランティアの後に温泉があって本当によかったという声も直接話してほしいという声もありまして、感謝の気持ちを伝えたいと思います。このような大災害ではありませんが、町内町外のつながりを改めて感じた出来事でもあると思います。

しかしその一方で、被災した方からは、県の規定となる最大20万円の補償だけでは到底復旧できない。また、床下浸水の場合はそもそも補償もないため、自費で全ての床をやり直さないといけない。これは今後の生活に大きな支障が出ることは間違いないと苦悩の声もありました。

この後、椎名議員、そして荒川滋議員が一般質問で町独自の対応や今後の復旧対応について詳しく聞いてくださると思います。ただ、将来を見据えた動きは、今回の被災後の防災対策だけでなく、エネルギーや教育施策など町が抱える問題全てに共通した点だと思います。今回の一般質問では、将来を見据えた町の施策について様々な角度から質問を行ってまいります。

それでは、1つ目の質問に移りたいと思います。教育関係の質問についてになります。

委員会の課題と実現内容、その分析についてということで、1つ目の質問です。これまで議員が一般質問の中で提案してきたことにより、実際に教育委員会が検討調整し、実現した事例は、直近の5年間のうちで何件ありますでしょうか。また、具体的な内容について答弁ください。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 3番松浦真議員にお答えいたします。

議員の皆様が教育委員会へ一般質問された過去5年間の件数は、約240件ありました。そのほとんどがご提案であり、教育委員会としてはできる限り検討し、実現してまいりました。

主な内容になりますが、学校教育課関係では、五城目小学校改築にあたり町民の意見や要望を広く聞くため、ワークショップを開催し事業を進めたことや、校舎改築と同時

に屋内運動場、メディア棟並びに学童施設の建設を進めたこと、放課後学童クラブの終業時間の見直しを行ったことなどが挙げられます。ICT教育の環境整備促進についても多くの議員の皆様からご提案がございました。GIGAスクール構想の実現に向けて、全ての児童生徒に1人1台端末などの整備を行っております。五城目学校教育ICT活用に関する指針を策定し、教育の推進を図っております。また、ICT支援員の配置により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して学習支援を行うことができいております。就学援助対策についてもご提案がありました。現在、就学前に新入学学用品費の支給を実施しております。

次に、生涯学習課関係では、地域図書室「わーくる」を開室し、今年8月1日に1万人の来室者を達成することができております。また、図書室職員として会計年度職員を1名から2名に増員いたしました。雀館運動公園関係では、グラウンドの整備として土の入れ替えや照明器具の工事を行っております。また、日本庭園樹木管理及び池改修業務などを実施しております。今後も計画的に整備を推進してまいります。

以上、主な内容について申し上げましたが、まだ実現できていないものもあります。部活動外部指導者、子ども議会などがありますが、今後、関係課室と協議を調整してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。240件の中で、この提案がほとんどだったということですが、この中で一応確認、件数が出ておりましたので、この中で実際達成できたというパーセント、要は提案した240件の中でかなったというものは何件で、かなってないものは何件というふうに考えた場合、かなったものは何%でしょうか。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

何%かという数値は出しておりませんが、できるだけ議員の皆様からご提案いただいたものについては、先ほども申し上げましたが、教育委員会としては十分皆様の声を反映して実行してきているというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。教育委員会だけでこの質問をしてるわけで

はなくて、今後もほかの各課で全てのところに一遍に何が実現できたか、できてないかということを知ることにも本当に広くなりすぎてしまって話が收拾つかなくなってしまうので、決算特別委員会でも年度ごとの状況などを確認していこうと思う中での今回の一般質問ではあるんですが、ほかの議員の方も、先ほど斎藤晋議員もおっしゃってましたが、できない理由を挙げることは簡単ですし、また検討中っていう話が多くなっていたことも、別の課の話ですが、五城目町の木材を使った建物を、よりなるべく使ってほしいということが話ありましたが、使ったという話があった一方で、ああ、使っていないという話があった一方で実は使っていたとか、町の議員の提案に対して具体的に使ってる使っていない、もしくはその提案に対してかなった、かなっていないということが、どうしても長いスパンで見えにくくなることはあります。それを具体的な形にしていくことも、実際議会での私たちの質問がどのように町の事業に反映されたのかということを確認する意味でも、今後、議員の質問がどのように、議員の提案がどのように反映されていくのか、またそれをどうなったのかということを確認していくことを続けていきたいと思っておりますし、それをデータで表していきたいと考えております。

それにつながりまして、2番の質問に行きます。教育委員会における最大の課題は何か。そして、その解決のための事業はどれかということをお聞きください。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

教育委員会では、本町の教育課題への対処と教育振興に向けて、令和4年3月に五城目町教育振興基本計画を策定しております。その中で、新しい時代を切り開いていく生きる力の育成、豊かな学びを支えるための基盤整備、次世代に引き継ぐ生涯学習の充実の3つの基本方針を定めております。今後5年間計画とし、目標達成に向けてそれぞれ成果目標を設定し、各施策を行ってまいります。特に、確かな学力を育む教育の推進、ふるさと教育の充実、ICT利活用のための基盤整備、学び続ける生涯学習の環境整備、伝統文化・芸能の継承を重点に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） 今、基本計画策定とありましたが、すみません、私がもしかしたら聞き漏れてるかもしれません。最大の課題を今お話しただいたでしょうか。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 基本計画の中に、今後重点的に取り組んでいく中に課題と思われるものも含めておりますので、先ほど申し上げたとおり、学力向上とかいろいろなICTの利活用とか今後課題にしながら、その課題解決に向けて進めていくというふうに捉えております。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） 最大の課題というのは一つに絞っていただいて、なおかつその具体的に五城目町ならではの課題を実は聞いたかった話です。もちろん基本計画で学力向上とかICT利活用とかは文部科学省も言ってますし、どこの学校でもたぶん出してることなんですが、その中で具体的な課題を一つ挙げるとしたら何かということを知りたいわけなんです。ちょっとここでこれ以上聞きませんが、例えば中学校とかでも、前も教育長にもお話した時にありました学力が二極化している構造、正規分布じゃなくて二極化した構造があったり、これを解決するためのクラス運営だったり、その学びの環境づくりというの必要でしょうし、ICTはもちろん進めてはもらえると思うんですが、そのICTの授業時間の指導方法はもちろん研修など受けてますが、実際にその授業で使うケースも増えつつあるんですが、先進自治体と比べるとまだまだ見劣りしている部分もあります。いろいろ課題はあると私は思っておりますので、ぜひその総括的な大きな課題を挙げて、その部分の内容を取り組んだということだけでなく、五城目ならではの未来を見据えた課題をぜひ抽出していただけたらと思います。

その上で3番に続きます。検討中と回答したものの中で、これは一般質問の中で検討しますと、検討中と回答したものの中で、実現までに至らなかった事例の原因を分析するとすれば、どのような共通的課題があると考えられますでしょうか。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

現在実現に至ってない一例としては、部活動外部指導者、それから子ども議会などがあると思っております。部活動外部指導者については、広域的な地域移行が必要と考えており、県や近隣の町村教育委員会との協議が必要と考えております。

なお、子ども議会については、今年度開催を計画しているところであります。

今後、教育委員会としては、課題解決のため費用対効果の検証、人材確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。費用対効果の検討などもあるという話がありました。子ども議会については今年度開催を検討しているという前向きなお答えもありましたので、次の3番目の質問にもありますが、こういう少しずつアクションがとられてることも十分承知しております。給食費の小中無償化にも今のところつながっておりますし、様々な取り組みを教育委員会ではしていただいていることも重々承知ですが、一方でそれぞれ町民の中では、もっとこうしたらどうかとか様々な意見ありますので、その意見も、もちろん議会での提案もさせていただきますが、町民の意見をぜひ聞いて様々取り組んで、検討中のものについてもアップデートをしていただけたらと思います。引き続きよろしく願いいたします。

それでは2番に移ります。2番は、令和4年8月豪雨災害について質問いたします。

床下・床上浸水被害の件数は102件でしたかね、ちょっと今数字出ないんですが、ありましたが、それは空き家と小屋を含めた数で町長から報告がございました。その中で私がここで聞きたいのは空き家について、つまり住居に持ち主がいるはずですけども、その方は住んでおられず空き家状態になっていて、今回の被災の後にも消毒やその後の泥の撤去などされてない空き家の件数をお伺いしたいと思います。

その理由としては、熊本県の豪雨被害でも被災した空き家の片付けが進まず、衛生環境の悪化が周辺で懸念されておりました。そこで五城目町の対応としてはどのようにしていくのか。また、行政代執行などを行う予定はあるのか答弁をお願いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 3番松浦議員のご質問にお答えいたします。

床上・床下浸水被害の空き家件数は現在調査中ではありますが、現時点で町が把握している被災された空き家は、床上浸水が7棟、床下浸水は9棟でありまして、所有者などには浸水被害があったことを情報提供をしております。

また、行政代執行などを行う予定は現在ありませんが、今後、被災された空き家が放置され周辺環境に悪影響を及ぼした場合には、所有者などに対しまして情報提供及び助言や指導などを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。ボランティアをしていた際に、熊本の豪雨

の時の洪水のボランティアをしたという本当スーパーボランティアのような方がいらっ
しゃいまして、ボランティアをしながらお話聞いてたんですけども、本当にこの泥が入
ってから数日がもう命で、それが1週間以上過ぎるともう固まって、かつ雑菌とかが繁
殖してしまい、カビが生えてしまって、どれだけある程度見た目を消毒しても床下から
腐ってしまうという話も聞きました。空き家のこの床上7と床下9の場所についても、
おそらくその所有権の問題があって入れていない場所もあると思います。そうすると、
その中にある物であったり柱であったり、その周辺の住居にも悪臭などの影響があるか
もしれません。今後、その連絡をするということもあると思うんですが、このような空
き家についてはこれまでも椎名議員やほかの議員の方も様々質問しております。空き家
対策に向けても、この災害を受けてどのようにしていくのかを考えるよい機会だと思
いますので、ぜひ様々な検討をお願いしたいと思います。

2番に行きます。本災害は激甚災害指定がされたため、公共土木施設復旧の補助率が
83%程度、これはあくまで5年間の国の実績平均値でございます。なので五城目では
違うかもしれませんが、となります。今後の災害被害や30年後を見据えてどのような
復旧を考えておられますでしょうか。また、農地や農業用施設の復旧についてはどのよ
うに考えているか、町の答弁をお願いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

はじめに、公共土木施設災害復旧事業について申し上げます。

8月23日付で、内閣府防災担当から令和4年8月3日からの大雨などによる災害に
ついての激甚災害及びこれに対し適応すべき措置の指定見込みが公表されたことを受け、
秋田県へ確認したところ、公共土木施設災害復旧事業は通常補助率3分の2に対しま
して1から2割程度のかさ上げとなるのではないかと想定していると伺っております。
災害復旧事業は公共土木施設の災害の速やかな復旧を図ることを目的としておりまして、
基本となる法令に基づき実施しておりますが、あくまでもこれは原形復旧となっております。
まして、改良・改修事業とは異なるものであります。

また、農地並びに農業用施設の災害復旧につきましては、内閣府が公表した中では、
農地について過去5年間実績平均値85%程度に対しまして96%ほどにかさ上げが見
込まれるとされております。農地・農業用施設におきましても関係法令に基づくことか
ら、公共土木施設災害復旧工法と同様となります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。先ほど橋の質問もされていましたが、橋の水道管をどのように今後していくのかということも含めていくと、この現状復旧はもちろんなんですが、どのような形で周辺地域に被災が今後起こらないか、災害が起こらないようにするのかということも、もちろん原形復旧が関連法令の中では重要ですが、また同じ災害が起きるたびに同じ予算をかけて復旧しても同じことが起きるだけですので、そこも含めて柔軟な対応を、今回石井国土交通副大臣も五城目町に来られたこともありますし、様々関係法令はあれど、そのような新しい形での復旧、将来を見据えた原形復旧を提案していくということもぜひしていただけたらと思っております。

それでは、次に3番の質問に行きます。先ほど子ども議会を検討していただくという話もありましたが、子ども議会の話に行きます。

全国的には青年議会もしくは少年議会という言葉が一般的ではあるんですが、個人的には青年、特に少年っていう言葉になると、どうしても男性だけが中心となったような議会というのが私はとても、今のLGBTBも含めて、あとジェンダーの話も含めると子どもというふうにするのが妥当かなと思いますので、遊佐町のところは少年議会とありますが、そこは正しくその正式名称にしていますけど、私は子ども議会というふうに述べさせていただきます。

2022年3月の議会でも、私は一般質問の中で子ども議会開催に向けて質問いたしました。その際に少年議会の開催の可能性について検討するという話でしたが、結果はどうなったかのかということ念のためお聞きします。プラス、この少年議会1回だけの開催を行ってイベントのような、お祭り参画というか、一度だけのイベント形式のものが全国的に多いんですが、山形県の遊佐町では年間を通じて子どもたちから実際に立候補や議長選出したり、議員を選出したりするところから始めて、実際にその議場を使ったり、学校内を使って議会と同様な施策を検討し、それを議会に伝えるというプロセスまで1年間で大体10回以上会議を開いて行っているという素晴らしい事例がございます。おそらく社会教育の事例として有名な事例だと思います。教育長もご存じだと思いますので、ぜひその遊佐町、近い場所ですし、遊佐町の議員の方が個人的に来られた方もありますので、そのようなことも含めて遊佐町の少年議会をぜひ参考にしてほしいと思いますが、検討を行ったかどうかも含めてご答弁をお願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

教育委員会では、子ども議会の開催について検討してまいりました。今年度は、これまで中学校3年生が2学期に行っている総合的な学習の時間成果発表会を発展させた形で、試行的に11月に役場庁舎で各課室の協力をいただきながら開催したいと考えております。これまでは生徒の発表が中心でしたが、今年度は生徒の提言に対し行政としての取り組みや計画を伝える場にしていきたいと考えております。

子ども議会の来年度以降の本格的な導入に向けては、今年度実施した内容について成果と課題を検証するとともに、遊佐町の社会教育の一環としての少年議会の取り組みも含め、これまでの県内外の先進的な事例を参考にしながら、教育委員会や校長会と協議を重ね、準備を進めてまいります。また、準備を進めていく段階で学校運営協議会や各課室の協力もいただきながら、生徒にとって学ぶ場と学びを生かす場として特色ある子ども議会となるよう計画してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。とても前向きな未来につながる回答だったと思います。子ども議会を行うことによって、子どもたちが各課室の行っている施策や税金の使い方はもちろん、五城目町の未来について考えるということは、ゆくゆく五城目町の担い手となっていく人が増えることにもつながりますし、議会の議員になりたいという、若手議員のなり手が、議員のなり手が少ないという問題にもつながる、未来につながる一手になると思います。ぜひ様々な検討を重ねて、来年の本格試行に向けて準備していただけたらと思います。引き続きよろしく申し上げます。

それでは、4番の質問に行きます。4番は、除雪対策会議に向けてということです。除雪対策会議については、8月の豪雨災害で行うことができなかったと聞いておりますが、それも含めてご質問します。

1番、5月23日に除雪課題検討会が行われた後に令和4年度の除雪に向けて対策会議を行うとありましたが、議事録や内容が8月25日段階ではホームページに掲載されていませんでした。内容はどのようになっていますか。また、豪雨災害を機に、公共土木施設において豪雪にも適した復旧などを行うべきではないか。これは先ほど現状復旧ということもありましたが、現状自体がもし豪雪に対応全くしてないのであれば、そこ

についてまた柔軟に対応するべきではないかというふうに考えますが、町の考えは。よろしくをお願いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

令和4年度の除雪対策会議はまだ開催できていないのが現状でありまして、何とぞご容赦願いたいと存じます。

特に除雪業者の方々から意見のあった内容について、どのような対応をするかなどを課内で協議しているところでございます。また、今回の豪雨災害対応に現在人員が割かれている状況であることから、また、新型コロナウイルス感染症のこの拡大の収束が見込めないこともありまして、各町内会長からのアンケート調査も検討の視野に入れなければならないこともご理解いただきたいと思います。

また、公共土木施設災害復旧事業につきましては先ほど答弁したとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） なかなか災害の中で建設のほうがとても忙しく対応されてるということは重々承知ですので、ただ除雪に関しては、また今年雪が降る可能性が高い、毎年雪が降りますので準備していくことも大事だと思います。ぜひ準備のほどをお願いします。

その準備につながりまして、2番の質問に行きます。人孔、栓、舗装など、除雪支障となっている箇所の補修計画はどのようになっているかということで、これは除雪対策会議の中でそれについて一覧化していくというのが除雪課題検討会の中でありましたので、それについて現状集まることはできていませんが、資料がもし提出されていれば確認したいと思えますし、もし資料が提出されていないようであれば、今後の町内会のアンケートは行うものの、町民にもどの場所が補修されていくのか分かる範囲で一覧化していただくと、ここについて気をつけないといけないのかも分かると思えますので、提出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

除雪作業に支障となる道路構造物、また街路樹の枝などにつきましては、管理数が膨

大なことから、日常の道路パトロール時に発見した時、あるいは五城目警察署、五城目郵便局からの通報の都度に対応しております。また、さきに開催した除雪課題検討会では、除雪業者からの聞き取りも行い、箇所を確認しております。

なお、一覧化された資料はありませんが、補修にかかる経費は本定例会の補正予算に計上しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。また委員会で審議が行われると思いますが、除雪課題自体が一覧化されていない中ですが、今後その予算を使って補修していくという時にどのような優先順位で行われていくのか。また、その優先順位として今後どれぐらいの年数を見込んでいるのか。あとは、前もご質問したオペレーターの高齢化に伴うその課題を、今回の除雪作業の支障となってる箇所をどのようにそこでクリアしていくのかなど、様々な複合的な課題があります。ぜひそこも今回の有効的に活用すべく審議が行われればと思いますので、引き続きお願いします。

では最後の質問に行きます。こちらは先ほどの質問にもつながりますが、これ除雪だけではなく、町民の方から意見をいただいている、声をいただいているものですので質問させていただきます。

各家庭の軒先から出る樹木についてということで質問します。

各家庭の敷地から外に出る樹木などの剪定が行われなため、視界が遮られ、車の交通事故等が起きる可能性がある家庭が多いです。しかし、直接その家に隣家などが指摘することによって近所付き合いなどに支障が、問題が発生するケースもあります。町広報やチラシで剪定や見通し確保の促しを行ったりすることはできないでしょうか。町の答弁をお願いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

私有地から道路に張り出した樹木や、また枝などは、その土地所有者に所有権がありまして、自治体やほかの人が勝手に伐採することができません。議員がおっしゃるとおり、張り出した枝葉により道路通行の視認性の低下などの場合は、歩行者、車両の両者にとっても大変危険であります。

質問項目の4番でも答弁いたしましたが、日常の道路パトロールと五城目警察署、五

城目郵便局からの情報を受け、所有者へ対応をお願いしているところでございます。

また、ご指摘のありました町民の皆様方への啓蒙手段といたしましては、町広報、また町ホームページで行ってまいりたいと存じますし、また町民の方々からも危険箇所の情報提供をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。町広報で知らせていただきたいとか、またチラシなどで配布していただくことによって、各町内会で自主的に樹木の剪定が行われたり、町内会の会長さんから適切な形で指示が入ると、よりその各家庭の樹木がちゃんと伐採されていくのかなと考えます。このようなことも全般的に、先ほどの空き家の所有権の問題ということともつながってくるんですが、これは人がいれば問題ないですけど、空き家の場合、やはり切りづらい、もしくは空き家の場合だとしても例えば道路に出てきた樹木が学校の交通路、通行路になった場合は町で切っていただいたりとか、そういうケースもございました。これ様々な、五城目広いですので、あと空き家も増えつつあるので、樹木の問題は本当に毎年悩む問題ではありますが、これも先ほどの所有権の問題や行政代執行の問題と同じように、どのように取り組んでいくのかをぜひ未来を見据えて考えていただけたらと思います。

建設に関する話も今回ちょっと多かったんですが、災害になってこそ建設が持つ未来の町のあり方をとても問われているのではないかなと思います。様々難しい部分は、法令等の調整とか難しい部分はありますが、ぜひ未来に見据えた柔軟な対応とその一手を限られた予算の中でしていただけたらと思います。引き続きよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 3番松浦真議員の一般質問は終了いたしました。

コロナ対策で議場内換気のため、10分程度休憩いたします。再開は1時50分いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

5番椎名志保議員の発言を許します。5番椎名志保議員

○5番（椎名志保君） 5番椎名志保です。よろしくお願いします。

このたびの豪雨災害により被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、対応にあられた役場、社会福祉協議会の職員の方々、被災地に入られ、家屋・小屋等の泥のかき出し、運び出しに汗してくださったボランティアの方々には心からお礼申し上げます。被災された方々には1日も早い平穏な日常が戻りますことを願ってやみません。

それでは、通告に従い、このたびは3つの項目について伺ってまいります。これまでの質問者の方と、特に豪雨災害に関する質問など重複するところがありますことをどうかご理解ください。

大きな1つ目です。豪雨災害による被災者に手厚い支援をとということで伺います。

(1) このたびの豪雨は、家屋の床上・床下浸水、道路や田畑の冠水、農作物被害、土砂崩れなど、近年まれにみる大災害となってしまいました。特に住家の浸水被害に見舞われた方々の心情を思うと、今でもその惨状が目には浮かび、胸が詰まります。それからの生活は2階での居住が中心となったり、ひとまず親戚宅へ身を寄せたり、町内の宿泊施設を利用されたりといったことが見受けられましたが、その後、これまでの住まいを諦め、安心して暮らせる生活を求め、新たな住まいを探す方もいらっしゃいました。しかしながら、空きのある町営住宅は、風呂釜・浴槽の持ち込みが必要であったり、町内の空き家は持ち主の家財がそのまま、すぐに移れる状態ではありませんでした。また、町内のアパートは年金暮らしの高齢者には高い家賃が負担でもあり、住まいを移しての新たな生活はハードルの高いものとなってしまいました。

以前、生活保護世帯の方が町営住宅に入居する際、風呂釜・浴槽を町が用意して入られたということがあったと聞いておりますが、このたび被災され町営住宅への入居を希望される方へも同様に手を差し伸べ、優先的な入居がなされるべきではなかったのかと考えるところです。

町の地域防災計画には、災害時の住宅応急対策として、公的住宅の提供、町営住宅の活用がうたわれております。災害によってこれまでの家屋での生活が困難な方に対し、その後の住まいとしても町として被災者に寄り添った支援はできなかったのでしょうか伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 5番椎名議員のご質問にお答えいたします。

被災者からのご相談につきましては、住民生活課から紹介された5世帯の方々と個別

に面談を実施しております。被災者向けに提供可能な公営住宅として、空き家となっていた矢場崎住宅を説明し相談に対応し、本来、矢場崎住宅は風呂釜と浴槽が持ち込みとなっておりませんが、被災者を入居させるにあたり、風呂釜・浴槽は町で設置する方向で説明をいたしております。しかしながら、メーカーの資材不足と在庫不足により、施工業者が問い合わせても数か月を要するというそのような状況であります。暫時の措置といたしまして、入居を停止している他の団地の空き家住宅に設置されている風呂釜・浴槽の移設も検討し、再度、施工業者と調整してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番 椎名議員

○5 番（椎名志保君） このことについて対応にあたってくださった職員の方には、実際に住宅を内覧させていただいたりと気遣って対応してくださったことを町民の方からもありがたかったというお声を伺っております。ただ、畳が上げられたまま、寝る場所と台所、居間だけを確保しての生活を送られている方もいらっしゃいます。また、先日の雨が強くなった折など、明けてから心配なお宅に何軒か声をかけさせていただきました。皆一様に不安で一睡もできなかった、そういう声でありました。被災者は心の平穏が得られぬまま生活を続けられております。住まいに関してのご相談があった際には、状況に寄り添ってお話していただきたいと存じます。

町営住宅についてですが、ずっと以前から、町営住宅は生活困窮者が入居を希望する公的住宅のはずなのに、風呂釜・浴槽を用意し、設置費用を合わせ、まずは20万円から30万円ほど出費があるのはどうかとの声もありました。町営住宅が災害時の有効な住宅応急対策、その後の新たな住まいになり得るよう、風呂釜・浴槽も設置し、整えておくことが必要ではないでしょうか。よろしく願いをいたします。

また、このたびのことで、空き家が移住定住だけではない活用の重要性も帯びてきました。6月定例会では、移住定住を積極的に推し進めるために、まずは家財の撤去などに十分な補助を出すなどし、住める空き家を整備すべきと発言させていただきました。町が空き家を借上げ、リノベーションし賃貸している高知県梶原町などの先進事例を参考に、実情を捉えた移住定住策を行っていくという前向きなご答弁を町長からはいただいております。空き家が災害時の住宅対策になり得るよう、町営住宅の整備と併せお願いするものであります。

(2) 番です。このたびの豪雨災害では、多くの田畑も被害を受け、稲を刈り取るに

しても田んぼに土砂や流木などが流れ込み、稲刈り機械の入れない状況や、土砂崩れで自分の田んぼまでたどり着けない状況もありました。この秋の収穫が全く期待できないとの農家の苦しい胸の内も伺っております。被害を受けた住家に対しては、いち早く県内あちらこちらからボランティアの方々が入り、住居や小屋などの泥のかき出しや、水を被った家財の運び出しなどを行っていただきました。運び出された家財などは災害廃棄物として町が処理し、家屋は職員の方々が消毒にあたられたと伺っております。また、泥の洗い流しなどに使用された水道料金の減免、固定資産税の減免、県税の災害減免制度などが示されたところでありました。決して足るものではありませんが、県や町から見舞金も渡されることになりました。

しかし、田畑や農作物被害の支援は、大方の調査を終えてからなのか、具体的な支援策はまだ示されておられません。泥や土砂、流木が流れ込んだ田んぼをどうにかできませんか。土砂崩れのあった浅見内家ノ沢地区の田んぼを耕作している農家の方からは、何とか稲刈りをさせていただけないか、機械が通る部分だけでも土砂を寄せてもらえないだろうかとの声も届いております。かなえてはいただけないでしょうか。

間もなく始まる収穫に使用する稲刈り機械や乾燥機、籾摺り機、選別機など、乾燥施設に被害のあった方もいらっしゃいます。そういったことも補助対象にならないでしょうか。水没しエンジンのかからなくなった軽トラックのリースに補助をと訴える方もいらっしゃいました。農業共済や収入保険では追いつかないとの声も届いておりますし、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に起因し、物価が高騰、肥料は例年の2倍、資材も値上がる一方です。

県は2日、被害を受けた土木、農業施設の復旧費を盛り込んだ補正予算案を発表しました。現時点で国や県から示されていることはありますか。町としても手を差し伸べるべきと思いますが、町の考えはいかがですか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

農地に流入した土砂や流木などの除去に対しましては、国の補助災害復旧事業の適用や、またそれ以外は補助採択条件を満たさない小災害復旧事業として、被災箇所の早期復旧に向けて進めてまいりたいと考えております。

農作物や農業機械などの被害における支援についても、各関係機関と連携し、国や県に対して積極的に働きかけをしてまいりたいと存じます。

また、肥料価格高騰に対しましては、県において肥料価格高騰対策事業の実施に向けた説明会を実施しております。

町といたしましても、できる限りの支援策を模索し、農家にとって農業への意欲向上、持続的に経営管理が図られるよう、更なるできる限りの支援をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番 椎名議員

○5 番（椎名志保君） 被害を受けた農家の実情を聞き上げ、少しでも有利な補償が得られるよう、町としてもご努力いただきたいと願っております。

また、このたびの被害が営農意欲をそぎ、離農を招くことになり、ますます耕作放棄地を増やすことにつながらないように、農業者に寄り添った支援に努めていただきたいものと心から願っております。よろしく願いをいたします。

（3）番です。このたびの災害は激甚災害に指定され、災害復旧に係る国庫補助率がかさ上げされると伺っております。復旧・復興はもちろん急がれますが、今回被害を受けた箇所は、その時の降雨量により被害の大きさは異なれど、言ってみればいつも同じ箇所です。低い土地だから仕方がない、低いところに住んでいる自分たちが悪い、そういった声も聞かれるほどです。馬場目地区、内川地区、富津内川流域の富田地区など、既に対策に着手されている箇所ももちろんありますが、中には山内地区など計画もされていない地区もあります。山内地区もいつも水の上がる箇所であり、このたびも住家の床上浸水被害や多くの田畑が泥水を被りました。かつて高い位置に田んぼがあり、雨が降った時など、下の田んぼに水が流入することを防ぐ役目をしていたが、基盤整備をすることでならされ、水が走ることを恐れた住民が基盤整備の話し合いの折、県の担当者に交渉したところ、田んぼがダムの役割をするから大丈夫だとの回答があったそうです。ですが、今は雨の降り方も異常で、ダムどころか田んぼは川となり、このところ頻繁に被害をもたらすことになったとのお話もありました。

被害の一つ一つを改めて検証し、被害を未然に防ぐための対策を国・県と協議することはもちろん、田町杉ヶ崎地区の浸水被害に関しては、水利組合や土地改良区など関係機関と農業排水について詰めた話し合いの機会を持つなど、解決に向け町として積極的な動きをすべきではないでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

集中的な豪雨のために農業用水の増水により被害を被っている箇所においては、土のうを積むなどして被害を最小限に抑える対策を施しておりますが、根本的な解決までには至っていないのが実情でございます。

今後の用排水路の被害対策につきましては、県及び各水利組合や土地改良区へ排水改良について要望を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番 椎名議員

○5 番（椎名志保君） 土のうを積み重ねるだけでは到底対応できなくなってきております。関係機関と積極的に話し合いを持っていただきたいと願っております。安全で安心なまちづくりは、渡邊町政が掲げる絶対に揺るがない方針の一つです。災害に苦しむ町民の姿を常に思い浮かべ、町政の舵を取っていただきたいと願っております。

（4）番です。このたび被災された地域には、県内あちらこちらから多くのボランティアの方たちが入り、力を貸してくださり、大変助かったとの声が寄せられております。また、職員の皆さんにもボランティアに加わっていただき作業をされたことに感謝申し上げますとともに、実際の被災現場を目の当たりにされたことは有益ではなかったかなと思うところです。重い泥の運び出しなど、その重労働に私は1日で音を上げましたが、議会からも荒川滋議員や松浦議員が何度も現場に入り、作業に加わる姿がありました。

ボランティアの開設は、災害発生後、町が社会福祉協議会に業務委託し行われたことでした。当初は社協の職員が総動員され、受付や配置の割り振り、必要なものの受け渡しなど様々なことを行わなければならない、訪問介護など通常業務を行いながらのことでしたので大変ご難儀されている様子でした。そのうちに秋田県社協や秋田市、八郎潟町、湯沢市や大仙市社協からも応援が駆けつけ、通常業務に差し障りなく行えたと伺っております。こういった事態での社協さん同士のネットワークに心強いものを感じたところでありました。

何分にもボランティアの受け入れは初めてのことであり、軌道に乗るまでは戸惑いの連続であったと伺っております。このたびのボランティアセンター開設については、今後、振り返りがなされ、次に生かされることと思いますが、ボランティアの受け入れ開始の15日という期日が町との話し合いも伝えられてもなく、社協さんも町のホームページ上で知ったとのことでした。被災宅や被災状況など社協に対し町からの最初の情報

提供は適切であったかなど、課題も見えました。特に、初動に対しどうであったか。今回のボランティアセンター開設を町としてどう受け止めていますか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町と町社会福祉協議会では、令和3年12月に「災害ボランティアセンターの設置運営などに関する協定」を締結しておりまして、本協定に基づいて、このたびの豪雨災害におけるボランティア活動の調整の事務などを委託しております。

災害ボランティアセンターは8月15日に開設し、8月29日までに延べ410人の方々から参加をいただきました。県内各地から支援に駆けつけていただいたボランティアの皆様方には心から感謝を申し上げたいと存じます。

一方で、災害ボランティアセンターの開設は、町のみならず県内町村では初めての事例でありまして、生じた課題や反省点につきましては、町社会福祉協議会と確認を行っております。早期に災害協定に基づきボランティアセンターを設置し、ボランティア募集開始をすることができたものの、センター開設直後は他市町村の社会福祉協議会からの応援職員も間に合わず、ボランティアセンターのスタッフ不足が生じておりました。町では、こうした状況を受け、職員をセンター運営スタッフの補助員として派遣しております。このほか、活動スペースが手狭となったことから、活動拠点を富津内地区公民館に移して対応するなど、都度、町社会福祉協議会と協議しながら対応してまいりました。

いずれにいたしましても、今回初めてとなった災害ボランティアセンターの開設につきましては、ボランティアの皆様方の多大なご協力のもと、町の災害復旧は大きく前進したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） 今回大きな災害が起きてしまったことは、とても心の痛いところではありますが、このボランティアセンターの開設により多くのボランティアの方々が町に入り、町の災害復旧にご尽力いただいたということは、とても励まされる出来事でもありました。このところの気候変動によるゲリラ豪雨、線状降水帯の発生といった異常気象は予期せぬ災害をもたらします。災害がなきことを祈りながらも、備えは必要です。この経験を必ずや次に活かしていただきたいものと考えております。

では、次に大きな2番の質問です。消防団の活動、活動費について伺います。

(1) まずは消防団の活動を伺います。このたびの豪雨は、激甚災害の指定を受けるほど大きな被害をもたらしました。12日深夜から強く降り始め、13日未明には浸水被害が出始めるといった事態でした。私の住む田町杉ヶ崎地区も毎回浸水被害を受ける箇所であり、その夜も町政協力員の方々とともにそのお宅に駆けつけておりました。町の消防団第一分団員の方々も駆けつけられ、土のうの手配をしてくださったり、さらに土のうを積んだり、被災宅の住人を安全な場所に保護していただいたり、このたびも大変お世話になりました。このように各分団とも深夜、各地域を回られたり、被害防止の作業にあたられたことと思います。

明けた13日、特に被害の大きかった湯ノ又地区では、泥のかき出し作業をするその地区の分団員さんは確かに見受けられたものの、その後、生活復旧に向けた作業には消防団の作業着姿の分団員は見られなかったと捉えております。町民の一人として、こういった事態にこそ、出られる各分団員は被害の大きかった地域に駆けつけ、復旧の作業にあたられるなど力を貸し、さすが我が町の消防団だなと町民に尊敬されるべき姿を示す機会であってほしかったと思うところです。その姿が町民の目の触れるところとなれば、各分団に食糧費を措置したことに理解が得られ、さらに彼らの存在意義を町民に示すことができたのではないのでしょうか。

このところ自然災害も増えています。火災発生時や行方不明者の捜索はもちろんですが、こういった自然災害に際し、消防団としての活動はどのようなものでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

自然災害における消防団の活動につきましては、消防力の整備指針において、住民の避難誘導、災害防除活動、災害現場における警戒、災害発生時における連絡業務及び危険箇所の警戒であることが示されておりますので、消防団員の皆様方には活動に専念していただけるよう、法令などに基づき公務の範囲内での活動をお願いしているところでございます。

消防団の災害復旧活動につきましては、第1に、消防団は消防組織法第9条に基づく消防機関として位置づけられておりますので、その任務は同法第1条が適用される所でございます。また、その具体的な業務は消防力の整備指針に規定されておりますとお

りであり、その中に災害復旧活動は含まれておりませんので、当然ながら消防団長は団員に対して本来の業務ではない活動への従事命令は下すことはできないということになっております。

第2に、消防団の業務外の活動については、協力を行う場合は個々の団員の自主的判断によること。団長など上司による参加の推奨は行わないこと。消防団の業務ではないので、公務災害補償は適用されないこと。制服の着用も認められないことなどが国の見解として示されております。

以上2点について、臨時の消防幹部打ち合わせ会議において協議した上で、消防団としては復旧活動を行わないことを決定した次第であります。その上で、消防団員が団員としてではなく個人として災害復旧活動に従事していただくことも検討いたしました。消防の任務以外の業務に従事したこと起因して負傷したり障害を負ってしまった場合には、公務災害補償の対象とならない恐れがありますことから、団員としてではなく個人として各々の判断により災害ボランティアに参加を申し込んでいただけるよう、消防本部及び団本部幹部で協議、申し合わせの上、消防団の皆様方に対しましてはお知らせいたしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番 椎名議員

○5 番（椎名志保君） 消防団の活動に法律の定めがあることは致し方のないことですが、被災した町民はきっと、あの制服、作業着姿にきっと励まされるに違いないと思うのです。何かできることはなかったでしょうか。

（2）番です。消防団の活動に係る費用としては、一昨年、大小の配布の取りやめ、寄附行為を廃止したことに伴い、昨年度から消防団運営活動費補助金として当初予算で措置されていたわけですが、その用途に対し、町当局の制度設計の不備、消防団に対する説明が不十分だったことで執行に差異が生じたとされました。議会としても補助金の用途について深い議論に至らなかったと、大いに反省したところであります。

前回の6月定例会において運営活動費補助金が減額補正され、新たに活動に必要な物品等の購入に消耗品費、また、地域防災力の維持向上のために消防団は必要な存在、危険な現場での活動にあたり団員の結束力を高めるために親睦は必要との町長判断で、消防訓練大会と出初め式に限り、上限を設けた上で食糧費として予算措置することに至りました。その後、団員の方々からご意見を聞く機会があり、「我々も1年目は活動費の

使い道を深く考えもせず、ああいう使い方をしてしまった。例えば、東日本大震災で消防団はどう動いたかといった先進事例を学ぶなど、研修に充てるといったことも考えられたのではないか」とのご意見もございました。その言葉を聞き、消防団に係る経費として消耗品費、食糧費と、かえって限定してしまったような気さえしております。例えば、今後、活動のあり方を研修で学びたいなど消防団から要望などあった折には、改めて予算措置するといったことは考えていただけるのでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

消防団に係る経費に関しましては、消防活動に関する経費と消防団運営活動に関する経費に分けて考えております。昨年度に施行いたしました消防団運営活動費補助金制度に代わる消防団運営活動費予算につきましては、さきの6月定例会において議決をいただいたところでございますが、消防活動に関する経費につきましては、研修負担金を含め、例年どおり当初予算に計上しているところでございます。

消防団の運営活動費としては、消防団のための消防施設の維持管理費と、消防団または各分団の運営費を定めましたので、これに該当する経費を予算計上したところであります。

活動の先進事例を学ぶことを目的とした研修の機会についてであります。団長及び副団長につきましては、コロナ禍において中止が続いているところではあります。先ほども申し上げましたとおり、秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部の実施事業として例年予算措置をしているところであります。そのほかの団員を対象としたものにつきましては、その必要性について考慮した上、業務として取り扱うべきものについては、消防団運営活動に関する経費としてではなく、消防活動に関する経費として消防団費に適切に予算措置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） 団員の方々からの一つのご意見として、研修に対する予算措置ということをお話しさせていただきましたが、分団員に研修の機会が必要とあらば措置していただけるということでしたので、今後、例えば各分団員からそのような機会をお願いしたいということがあれば、まずは消防本部に提案をしていただき、その後、両者一つところで発展的な話し合いの機会がもたれることを期待しております。

先月21日には、大きな被害のあった湯ノ又地区に大槌町からキッチンカーが訪れ、炊き出しをしてくださいました。活動の代表である藤原さんは、5年前に仮設住宅に配られた当町からの支援米を実際に召し上がり、その恩返しにと駆けつけられたとのことでした。支援米配布の最後の3年は、私も活動に参加させていただきました。仮設住宅が閉じられる最後の支援米配布の折には、平野町長とお会いし、このご恩は決して忘れない、今後は支援から交流へつなげていきたいとお言葉をいただいております。その後、コロナ禍にもなり、交流は実現しておりませんでした。このたび大槌町からキッチンカーが支援に来てくださったことで、つながりが再開された思いでした。五城目町消防団が災害発生時の消防団としての動きを学ぶ機会を必要とするなら、その時は大槌町へつないでいただくなど、今度こそ交流が始まるのではないのでしょうか。また、そういうことから、活動の定めがありながらも自然災害での消防団の動きに何か参考となることがあるかもしれないと考えるところでもあります。どうかご一考願いたいと思います。

では、大きな3番、今後の町の教育・保育をどう考えるということでお伺いをいたします。

まず中身に入る前に、一つ訂正がございます。私のこの通告書の中に3番の項目があり、(1)、(2)と分かれて書いているわけですが、その(2)番の1、2、3、4、5行目の一番最初の文字です。幼小連携の小の字が、正しくは小学校の「小」、小さいという字です。これは自らの誤りであり、この場をお借りし訂正し、お詫びいたします。よろしく願いいたします。

では、早速中身に入りたいと思います。

大きな3番、今後の町の教育・保育をどう考えるということでお伺いをいたします。

(1)番です。3月定例会において、当町の保育・教育を担うもりやまこども園の少子化に伴う財政的な窮状を伝え、少子化打開に思い切った施策を講じることや保育料収入の増収、経営の安定に向けた改善策をどう考えるかを町に問うたところでございました。園からの要望など協議しながら経営の安定に努めていくのご答弁をいただいております。また、提言として、町単独で3歳以下(未満児)の保育料無償化を実施し、保護者の負担を町が肩代わりし、より子育て世帯の負担軽減に努め、入園児の増加を図れないかと発言した折には、子ども人口の増加がこども園をはじめ、元気な町へとつながる。3歳未満児の保育料全額無償化も検討していくのご答弁でありました。こども園

との協議、保育料の全額無償化の検討はなされていますか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

もりやまこども園におかれましては、当町の宝である子どもたちの教育、また保育にご尽力をいただき、感謝を申し上げたいと存じます。また、近年は新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、子どもたちの健全な成長のために緊張感を持って日々奮闘されていることと察しを申し上げます。

さて、3月定例会後のこども園との協議はなされているかというご質問でございますが、今年度は7月20日に町とこども園との連絡会議を開催いたしまして、学校教育課も含め意見交換をしております。今後2回予定しております連絡会議で、町で唯一のこども園として当町の子育て支援に重要な役割を担っております現場の意見に耳を傾け、協議を深めてまいりたいと存じます。

次に、保育料の全額無償化の検討はなされているかという質問でございますが、これまで副食費、主食費の全額補助を段階的に実施してまいりましたが、更なる子育て世帯への支援策として保育料の段階的引き下げや、また他事業との関連も含めて検討し、子育て世帯の負担軽減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） これから今年度以降も実際に詰めた話し合いを行っていただきたいと思えます。

（2）番です。3月定例会では、併せて園舎の老朽化に伴い大規模改修が必要なことも発言させていただきました。ですが、著しい出生数の減少を考えると、いずれ小学校は全学年1クラスとなり、空き教室が増えることとなります。例えば、3、4、5歳児をプレスクール（保育学校）として入学させ、幼小連携の可能性を探ることはできないでしょうか。園舎の大規模改修を行うとなると国の補助金を活用することが考えられるが、試算によると改修には約3,900万円が見込まれ、園の負担は約900万円、6月議会で園の財政的窮状を示したとおり、このところは積立金を毎年900万円取り崩して経営に充てている状態で、改修費用900万円は園にとっては大きな負担です。

プレスクールとして小学校の空き教室を活用すると、大規模改修は必要なくなり、園舎一部での保育が可能となるかもしれません。プレスクールのことについては、あくま

で私の個人的な意見でもありますが、社会福祉法人とはいえ、町にたった一つのこども園でもあり、もしも園が経営破綻した場合には、園児や保護者は路頭に迷うこととなります。町長は、法人の顧問の立場にあります。このことを大きく受け止め、今から町の今後の教育・保育のあり方を真剣に考える必要に迫られていることを強く認識していただきたいと考えます。まずは園と協議する場、町の教育・保育を話し合う組織体を作っていただくことを提言します。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

小学校の空き教室をプレスクール（保育学校）として使用できないかということにつきまして、五城目小学校の改築にあたり児童数推計を精査し、学校規模を設定しております。令和13年度までは小学校全学年が一斉に1クラスにはならず、転用可能な教室は発生いたしません。施設面では既存のトイレを保育所専用の便器に取り替えが必要なこと、新たに園庭や遊具が必要なことなども考慮しなければなりません。また、目的外使用許可や、また財産処分に関する事務、学校施設整備に町債が充てられていることから繰上償還が必要となり、財政負担が大きくなるなどのリスクがあります。

以上のことから、改築間もない小学校において空き教室での保育学校は十分な審議が必要なものと考えております。

ご提言のありました協議体につきましては、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として設置しております「五城目町子ども・子育て会議」で必要な事項及び当該施策の実施状況を調査・審議することが可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） プレスクールの件は、私の一案でございましたが、依然としてこの少子化によるこども園の財政的窮状は差し迫ったものがございます。少子化が劇的に改善されなければ、この状況から脱することはできません。もりやまこども園が保育園・幼稚園連携型の認定こども園となってから10年近くになりますが、あの時からまたさらに少子化に拍車がかかっております。今後の町の教育・保育を真剣に考える時が来ています。そのことを強く認識し、町としても必要な動きをしていただくようお願いするものであります。

以上をもちまして私のこのたびの一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 5番椎名志保議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ご苦勞様でした。

午後 2時36分 散会

